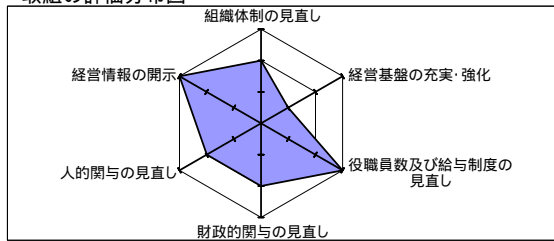


## 出資法人及び県所管課による評価(1次評価)

取組の評価分布図



個別取組項目の評価総括表

取組み項目	取組の目標達成の評価
組織体制の見直し	ある程度達成している。
経営基盤の充実・強化	ほとんど達成していない。
役職員数及び給与制度の見直し	十分達成している
財政的関与の見直し	ある程度達成している。
人的関与の見直し	ある程度達成している。
経営情報の開示	十分達成している

## 1 出資法人の自主性・自律性の向上に向けた取組

## (1) 組織体制の見直し

【評価: ある程度達成している。】

・財団事業は、これまで実質的に県が主導して運営してきた。財団の事務局も県庁の廃棄物対策課内にあり、県職員が兼務して執行してきた。したがって、県財政が厳しいからといって県の関与を薄めるといった状況下にはない。なお、プロパー職員の資質向上については、今後も前向きに取り組む。

【20年度2次評価に対する対応】

・常勤役員の設置については、現在の経営状態から直ちに設置することは困難であるが、今後の事業展開等を踏まえて、その設置を検討する。

## (2) 経営基盤の充実・強化

【評価: ほとんど達成していない。】

・燃費効率の改善はほぼ限界であるため、ウェイトの高い施設修繕費等についても、修繕方法の改善や競争原理の導入により徹底したコスト削減に取り組んでいる。

・計画処理量を確保するため、中・南予の各市町に対し廃棄物の搬入依頼を行うとともに、東予地区の民間事業所の個別訪問を行っているところである。

【20年度2次評価に対する対応】

・引き続き、県下全域の市町の廃棄物や民間産業廃棄物の搬入量の増加に取り組んでいる。とりわけ、民間の産業廃棄物の処理については、引き続き東予地区の民間事業所の訪問等を行い、処理割合の拡大(目標10%)を図っているところである。

・財団の厳しい経営状況を打開するため、今後は、東予事業所の焼却・溶融施設が全国でも数少ない高度処理施設である特色を生かし、通常の焼却や埋立てでは処理できない処理困難物を中心とした「民間の産業廃棄物の処理」を加味した経営にシフトする必要がある。このため、処理困難物であり、国での処理体制の整備が課題となっている低濃度PCB汚染物の処理について検討を行い、本格処理に向けて、施設改造を行うなど、その準備を行っている。

## (3) 役職員数及び給与制度の見直し

【評価: 十分達成している。】

・18年度末の理事改選時に、財団機能が高められるよう実態に即した人選を行い、19年度からは新体制としたところである。

・給与制度は、県職員に準じた制度としており、県職員に準じた給与カットも実施している。

・東予事業所の職員については、人件費抑制のため、20年度から1名減の4名(県派遣職員1、プロパー2、臨時職員1)体制としている。

【20年度2次評価に対する対応】

・2次評価なし

## 2 県の関与の適正化に向けた取組

## (1) 財政的関与の見直し

【評価: ある程度達成している。】

・現在の補助金制度と貸付金制度は17年度の当初予算作成時に体系化したばかりであるため、県の財政的関与を見直す時期にはないが、今後は周辺環境の状況変化を睨みながら適宜計画の見直しを行う。

【20年度2次評価に対する対応】

・今後も、県の財政的関与を継続しつつ、県、市町、財団が連携して、更なる経営改善に努め、可能な限り県の財政的支援の軽減に努める。

## (2) 人的関与の見直し

【評価: ある程度達成している。】

・財団事業はこれまで実質的に県が主導して推進してきたことから、現在の厳しい経営状況下で県が人的関与を縮小することは、事業の共同経営者である市町や地元住民に不安感や不信感を与えることとなるため好ましいことではない。

・東予事業所の所長については、県OBを廃止し、県の派遣職員に責任のある立場の者(管理職相当:化学の技術職員)を派遣することとして、専門性を有しつつ、地元との信頼関係を損なわないように努めている。

【20年度2次評価に対する対応】

・今後、経営改善の状況を踏まえて、できるだけ早い時期に、経営感覚に優れた民間等出身者の人材を採用し、理事に加えることを検討する。

## 3 経営情報等の積極的な開示に向けた取組

【評価: 十分達成している。】

・「財団法人愛媛県廃棄物処理センターの情報公開に関する要綱」を制定し、平成18年4月1日に施行している。

・20年12月に財団独自のホームページを開設している。

【20年度2次評価に対する対応】

・センター施設が循環型社会の先進的モデル施設であり、埋立処分比に地球環境へ与える負荷の低い必要な施設であることを、県と連携しながら、引き続き積極的に情報発信していきたい。

## 4 総合的評価

当財団の焼却・溶融施設は平成12年1月から稼働しているが、厳しい経営状況が続いているため平成15年度に「経営安定化検討会」を設置し、各種改善策を打ち出すとともに県の包括外部監査を受けた。また、17年度から県の建設費償還金補助を受けるに際しては16年度に事業計画全体を見直し、当該事業計画に基づいて経営改善に努めているところである。

・法人としては、厳しい事業環境において、県、市町、財団が一体となって経営改善に取り組んでいるところであり、プラント全体の安全性に配慮しつつ、今後もあらゆる角度から事業全般を見つめ直して、コスト削減や計画処理量の確保など経営体質の強化を図り、経営の安定化に努めたい。

・これまでの東予5市町からの廃棄物処理主体の経営では、財団の運営継続は困難であることから、今後は、東予事業所の焼却・溶融施設が全国でも数少ない高度処理施設である特色を生かし、財団では、今後、低濃度PCB汚染物の処理に取り組むこととしている。

東予事業所において、この低濃度PCB汚染物の処理が可能になれば、肉骨粉や硫酸ピッチの処理と同様に、社会的使命を果たすことができるとともに、経営改善が見込まれるところである。

財団では、本格処理に向けて、施設改造を進めているところであり、県としても、施設改造に要する経費を補助するとともに、国の無害化処理施設の認定制度により、安全・適正に処理できる施設であると認められるよう支援しているところである。

・所管課としては、財団をとりまく事業環境の変化等を睨みながら、財団の経営改善策の進捗状況を的確に把握し、事業計画の達成について引き続き指導・支援をしていくこととしている。